

雜 錄

製鐵上に關する最近公布の勅令

文書「左」とあるを「次」と解する
こと

勅令

朕製鐵所官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和 9 年 1 月 30 日 (内閣總理、商工)

勅令第 7 號 製鐵所官制中次ノ通改正ス

第 2 條 製鐵所ニ次ノ職員ヲ置ク

長 官	勅任	書 記	專 任 9 人	判 任
-----	----	-----	---------	-----

副 參 事	專 任 2 人	奏 任			
-------	---------	-----	--	--	--

第 5 條及第 5 條ノ 2 ヲ削ル

第 6 條中「理事參事及」ヲ削リ同條ヲ第 5 條トス

第 7 條、第 7 條ノ 2 及第 9 條乃至第 14 條ヲ削リ第 8 條ヲ第 6 條トス

附則 本令ハ昭和 9 年 2 月 1 日ヨリ之ヲ施行ス

製鐵所ハ政府ガ日本製鐵株式會社法ニ依リ製鐵所特別會計ニ屬スル
固定財產其ノ他ノ財產ヲ出資シタル後ニ於テハ其ノ前ノ鋼鐵ノ製造
及販賣ニ關スル事務ヲ掌ル

本令施行 際現ニ本令ニ依ル廢官ニ係ル官ニ在リ休職中ナル者ニ付
テハ其ノ休職滿期ニ至ル迄ノ間臨時其ノ官ヲ置カレタルモノトシ其
ノ官等及俸給ハ從前ノ例ニ依ル

勅令

朕高等官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和 9 年 1 月 30 日 内閣總理大臣

勅令第 8 號 高等官等俸給令中次ノ通リ改正ス

第 8 條中「製鐵所技監」、「製鐵所理事」總務部長、「製鐵所理事」及
「製鐵所醫官」ヲ削ル

第 14 條中「製鐵所參事」及「製鐵所醫官」ヲ削ル

別表第 1 表商工省ノ部中製鐵所理事總務部長ノ項、製鐵所理事ノ項
製鐵所技監ノ項及製鐵所醫官ノ項ヲ削ル

別表第 4 表中「製鐵所理事奏任タルモノ」ヲ削ル

附則 本令ハ昭和 9 年 2 月 1 日ヨリ之ヲ施行ス

勅令

朕昭和 8 年法律第 48 號製鐵業獎勵法中改正法律施行期日ノ件ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和 9 年 1 月 30 日 (内閣總理、大藏、內務、商工)

勅令第 9 號 昭和 8 年法律第 48 號ハ昭和 9 年 2 月 1 日ヨリ之ヲ施
行ス

勅令

朕昭和 8 年法律第 48 號製鐵業獎勵法中改正法律ノ一部ヲ朝鮮ニ施
行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和 9 年 1 月 30 日 (總理、拓務)

勅令第 10 號 昭和 8 年法律第 48 號附則第 2 項及第 3 項ハ之ヲ
朝鮮ニ施行ス

附則 本令ハ昭和 8 年法律第 48 號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令

朕製鐵業獎勵法施行令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和 9 年 1 月 30 日 (總務、大藏、商工、拓務)

勅令第 11 號 製鐵業獎勵法施行令中次ノ通改正ス

第 2 條第 1 項中「及第 8 條第 2 條」ヲ削ル

第 5 條 削除 第 6 條 削除

第 10 號第 1 項中「1 割 5 分」ヲ「1 割 5 分以内」=、「24 圓 66 錢」
ヲ「24 圓 66 錢以内」=、「31 圓 50 錢」ヲ「31 圓 50 錢以内」=、「
1 割 8 分」ヲ「1 割 8 分以内」=改ム

第 16 條中「第 5 條」ヲ削ル

附則 本令ハ昭和 8 年法律第 48 號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和 8 年法律第 48 號附則第 2 項ニ規定スル銑鐵ノ獎勵金ニ付テハ
仍從前ノ例ニ依ル

第 10 條第 1 項各號ノ一ニ該當スル鋼材ニシテ本令施行前第 8 條第
1 項ノ使用又ハ引渡アリタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

[參照] 大正 15 年 4 月 9 日公布勅令第 58 號製鐵業獎勵法施行
令抄錄

第 2 條第 1 項

製鐵業獎勵法第 2 條乃至第 4 條及第 8 條第 2 條ノ期間ハ製鐵能力
1 年 3 萬 5,000 脱未満ノ場合ニ在リテハ 2 年以内、10 萬脫未満ノ
場合ニ在リテハ 3 年以内、20 萬脫未満ノ場合ニ在リテハ 5 年以
内、20 萬噸以上ノ場合ニ在リテハ 7 年以内ニ於テ商工大臣之ヲ
定ム

第 5 條 製鐵業獎勵法第 2 條第 1 項及第 2 項ノ獎勵金ハ本令施行後
ノ製造ニ係ル銑鐵ヲ其ノ製造者カ鋼鐵ノ製造ニ使用シタル場合ニ
之ヲ交付ス

商工大臣作業ノ状況ニ依リ已ムヲ得サル事由アリト認ムルトキハ
本令施行後ノ製造ニ係ル銑鐵ヲ其ノ製造者カ鋼鐵ノ製造ニ使用セ
ザル場合ト雖前項ノ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

製鐵業獎勵法第 8 條第 3 條ノ獎勵金ハ銑鐵製造事業者及鋼鐵製造
事業者間ニ於ケル繼續シテ熔銑ヲ供給スルコトヲ目的トスル契約
ニ基キ本令施行後ノ製造ニ係ル銑鐵カ鋼鐵ノ製造ニ使用セラレタ
ル場合ニ其ノ銑鐵製造者ニ之ヲ交付ス

前 3 項ノ獎勵金ハ國ノ工場ニハ之ヲ交付セズ

第 6 條 獎勵金ノ金額ハ前條第 1 項及第 3 項ノ場合ニ在リテハ銑鐵
ノ製造ニ使用シタル銑鐵 1 脱ニ付 6 圓以内、同條第 2 項ノ場合ニ
在リテハ製鋼ノ用ニ供セラルルコトヲ證明シタル場合ハ銑鐵 1 脱
ニ付 5 圓以内、其ノ他ノ場合ハ銑鐵 1 脱ニ付 3 圓以内トス

第 10 條第 1 項

第 7 條ノ獎勵金ノ金額ハ左ノ區別ニ依ル

1. 鋼塊及鋼片 其ノ價額ノ 1 割 5 分

2. 條及竿 1 脱ニ付 24 圓 66 錢

3. 板

甲、厚 3 脱ヲ超エサルモノ 1 脱ニ付 31 圓 50 錢

乙、其ノ他 1 脱ニ付 24 圓 66 錢

4. 筒及管

甲、內徑 150 脱ヲ超エサルモノ 其ノ價格ノ 1 割 8 分

乙、其ノ他 其ノ價格ノ 1 割 5 分

5. 關規定率法別表輸入稅表第 462 號ノ 2 特殊鋼ニ該當スルモノ
ノ

其ノ價格ノ 1 割 8 分

第 16 條 第 2 條、第 5 條、第 8 條乃至第 10 條及第 14 條中商工大
臣トアルハ製鐵業獎勵法ヲ朝鮮ニ施行スル範圍ニ於テハ朝朝總督
トス

日本製鐵株式會社關係法令一括 (文中「左」とあるを「次」と解すること)

日本製鐵株式會社法 (昭和八年四月六日)
法律第四十七號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル日本製鐵株式會社法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理、大藏、內務、商工大臣副署)

日本製鐵株式會社法

第一條 日本製鐵株式會社ハ本邦ニ於ケル製鐵事業ノ確立ヲ圖ル爲政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ製鐵事業ヲ基礎トシテ之ヲ設立スルモノトス

第二條 日本製鐵株式會社ハ鐵鋼ノ製造及販賣ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第三條 日本製鐵株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リテ設立シタル法人ニシテ其ノ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 政府ハ製鐵所特別會計ニ屬スル固定財產其ノ他ノ財產ヲ以テ出資ノ目的トナスコトヲ得

第五條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ株式總數ノ二分ノ一ヲ超ユル數ノ株式ヲ所有スルコトヲ要ス

第六條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監督ス

第七條 政府ハ日本製鐵株式會社監理官ヲ置キ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監視セシム

日本製鐵株式會社監理官ハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ニ命ジテ營業上諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ日本製鐵株式會社ノ株式總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ軍事上其ノ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 取締役及監査役ノ選任及解任定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ商法第二百十二條ノ二ノ決議ニ付亦同ジ

第十一條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ製鐵事業ヲ讓受クルコトヲ得ズ
前項ノ製鐵事業ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 主務大臣商法第二百十二條ノ二ノ決議ノ認可ヲ爲サントスルトキハ出資ノ目的タル金錢以外ノ財產ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

合併ノ決議又ハ製鐵事業ヲ讓受ノ認可ヲ爲サントスル場合ニ於ケル合併比率又ハ讓受價格ニ付亦同ジ

第十三條 製鐵事業評價審査委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ所有スル重要財產ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ重要財產ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 日本製鐵株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止ス

ルコトヲ得ズ

第十六條 政府が第四條ノ規定ニ依リ出資ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本製鐵株式會社ニ對シ政府ノ製鐵事業ニ從事スル者ノ引繼ニ關シ其ノ者ノ解職ノ場合ニ於ケル手當其ノ他ニ付必要ナル事項ヲ命ジ又ハ昭和四年法律第二十八號及昭和五年法律第三號ニ依ル政府ノ債務ノ辨濟ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ必要ナル負擔ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 日本製鐵株式會社ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令又ハ前條ノ規定ニ依リ解職ノ場合ニ於ケル手當ニ付主務大臣ノ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ニシテ勅令ニ定ムルモノニ相當スル金額ヲ命ニ定ムル所ニ依リ政府ノ所有スル株式ニ對スル配當ニ充ツベキ利益金ヨリ控除スルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ同條ニ規定スル政府ノ債務ノ辨濟ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ必要ナル負擔ヲ命セラレタル場合ニ於ケル其ノ負擔額ニ相當スル金額ニ付亦同ジ

第十八條 日本製鐵株式會社其ノ設立ノ日ヨリ五年以内ニ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ登録税法ノ規定ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

- 一 設立、資本ノ增加、合併又ハ第二回以後ノ株金拂込拂込株金額、増資拂込株金額又ハ毎回拂込株金額ノ千分ノ一
- 二 設立、資本ノ增加又ハ製鐵事業ノ譲受ノ場合ニ於ケル不動產又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得

不動產又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三

北海道府縣及市町村其ノ他ニ准ズベキモノハ日本製鐵株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動產又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第十九條 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ決議法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ監査役ノ行爲法令若ハ定款ニ反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得取締役又ハ監査役主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ又同ジ

第二十一條 日本製鐵株式會社ニ非ザルモノハ日本製鐵株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 第八條、第九條又ハ第十六條ノ規定ニ依リテ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ
- 二 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本製鐵株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ出資ノ目的タル金錢以外ノ財產ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十八條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以外ノ財產ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スペシ

第二十九條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スペシ

第三十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十一條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サジムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第三十二條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本製鐵株式會社ノ取締役ニ引渡スベシ

勅 令 (昭和八年九月二十一日) (勅 令 第二百四十三號)

朕日本製鐵株式會社法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、大藏、內務、商工大臣副署)

勅令第二百四十三號

日本製鐵株式會社法ハ昭和八年九月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

日本製鐵株式會社法施行令 (昭和八年九月二十二日) (勅 令 第三百四十四號)

朕日本製鐵株式會社法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、大藏、陸軍、商工、海軍大臣副署)

日本製鐵株式會社法施行令

第一條 商工大臣ハ日本製鐵株式會社法第十六條ノ規定ニ依リ日本製鐵株式會社ニ對シ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

一 製鐵所ヨリ引繼ギタル從業者ノ解職ノ場合ニ於テハ商工大臣ニ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ引繼前ノ勤續年數ヲ其ノ者ノ引繼後ノ勤續年數ニ通算シテ算定シタル手當金ヲ支給スペキコト

二 製鐵所ヨリ引繼ギタル從業者ノ共濟組合ニ對シ政府が從來製鐵所共濟組合ニ對シテ爲シタル給與ノ割合ヲ基準トシテ商工大臣ニ定ムル所ニ依リ算定シタル給與ヲ爲スペキコト

三 前二號ノ外製鐵所ノ從業者ノ引繼ニ關シ其ノ者ノ待遇其ノ他ニ付必要ナル事項

四 昭和四年法律第二十八號及昭和五年法律第三號ニ依リ製鐵所特別會計ニ屬セシメラレタル債權債務ヲ一般會計ガ承繼シタル場合ニ於テ其ノ債權ニ付辨濟トシテ政府ノ毎年度受取リタル金額ガ其ノ債務ノ辨濟トシテ政府ノ當該年度ニ於テ支拂ヒタル金額ニ達セザルトキハ其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スペキコト

第二條 日本製鐵株式會社法第十七條ノ損失ハ左ニ掲グルモノトス

一 日本製鐵株式會社法第九條ノ規定ニ依リ保持ヲ命ゼラレタル鐵鑄其ノ他ノ製鐵原料ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ取得ニ要シタル資金ノ利息ニ相當スル金額

二 日本製鐵株式會社法第九條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル特殊ノ研究ニ要シタル費用ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

三 前條第一號ノ規定ニ依ル命令ニ依リ支給シタル金額ノ中商工大臣ニ定ムル所ニ依リ其ノ支給ヲ受ケタル者ノ引繼前及引繼後ノ勤續年數及俸給又ハ給料其ノ他ヲ參酌シテ引繼前ノ勤務ニ對スルモノトシテ算定シタル金額

前項第一號ノ資金ノ算定方法及利息ノ率ハ商工大臣之ヲ定ム

第三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣日本製鐵株式會社法第九條ノ規定ニ依リ軍事上必要ナル命令ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ニ協議スベシ

第四條 商工大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣日本製鐵株式會社法第九條ノ規定ニ依リ日本製鐵株式會社ノ經理ニ影響ヲ及ボスベキ事項ニ付命令ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

第五條 左ノ場合ニ於テハ商工大臣ハ大藏大臣ニ協議スベシ

一 日本製鐵株式會社法第十條ノ規定ニ依リ資本ノ増減其ノ他重要なナル事項ニ關スル定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併若ハ解散ノ決議又ハ商法第二百二十二條ノ二ノ決議ノ認可ヲ爲サントスルトキ

二 日本製鐵株式會社法第十一條若ハ第二十七條ノ規定ニ依ル認可又ハ第十六條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキ

三 第二條第一項第一號ノ資金ノ算定方法及利息ノ率又ハ同條同項第三號ノ金額ノ算定方法ヲ定メントスルトキ

第六條 日本製鐵株式會社ノ決算ハ會計檢查院ノ檢查ヲ受クルコトヲ要ス

附 則

本令ハ日本製鐵株式會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅 令 (昭和九年一月二十四日) (勅 令 第二號)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ日本製鐵株式會社ノ從業者ニ對スル扶助ノ特例ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、內務大臣副署)

勅令第二號

日本製鐵株式會社ハ會社從業者ノ組織スル共濟組合ガ會社ヨリ給與金ヲ受ケ組合員ノ業務上ノ負傷、疾病又ハ死亡ニ關シ給付ヲ爲ス場合ニ於テ豫メ内務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ共濟組合ノ組合員又ハ其ノ遺族若ハ組合員ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ對シ工場法施行令ニ定ムル扶助ヲ爲スコトヲ要セズ前項ノ場合ニ於テ共濟組合其ノ給付ヲ爲サザルトキハ日本製鐵株式會社ハ共濟組合ノ爲サザル給付ノ限度ニ於テ給付ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ許可ハ内務大臣同項ノ給與金及給付ノ程度ガ工場法施行令ノ規定ニ照シ適當ナリト認メタル場合ニ於テ日本製鐵株式會社ノ爲スコトヲ要セザル扶助ノ種類ヲ指定シテ之ヲ爲スモノトス内務大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消スコトヲ得第一項ノ許可又ハ前項ノ許可ノ取消ハ内務大臣之ヲ告示ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省 令

商工省令第二號

日本製鐵株式會社法施行規則左ノ通定ム

昭和九年一月三十一日

商工大臣 男爵 中島久萬吉

日本製鐵株式會社法施行規則

第一條 日本製鐵株式會社ハ營業期毎ニ事業計畫ヲ定メ豫算書ヲ添ヘ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

事業計畫ヲ變更セントスルトキ亦前項ニ同ジ

第一項ノ認可ノ申請ハ營業期開始ノ二月前迄ニ之ヲ爲スベシ

日本製鐵株式會社ハ每營業期經過後遲滯ナク事業成績書ヲ商工大

臣ニ提出スベシ

第二條 日本製鐵株式會社ハ營業期毎ニ其ノ決算ニ付商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三條 日本製鐵株式會社其ノ職制會計規程又ハ從業者給與規程其ノ他ノ業務ニ關スル重要ナル規程ヲ設ケントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ改廢セントスルトキ亦同ジ

第四條 日本製鐵株式會社ハ其ノ經理ニ影響ヲ及ボスベキ多額ノ投資貸付又ハ借入其ノ他重要ナル契約ヲ締セントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五條 日本製鐵株式會社ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ商法第一百九十條ニ掲グル書類及株主名簿ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第六條 日本製鐵株式會社ハ株主總會終結後遲滯ナク其ノ決議錄ノ寫ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第七條 日本製鐵株式會社ハ毎月其ノ事業ノ狀況報告書ヲ作成シ翌月末日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第八條 日本製鐵株式會社ハ毎月末日ニ於ケル總勘定元帳ノ殘高ニ依リ貸方借方對照表ヲ作成シ翌月十日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第九條 日本製鐵株式會社法第十一條ノ製鐵事業ノ範圍ハ銑鐵製造事業(副生物ノ製造ヲ含ム)、鋼鐵製造事業及鋼材製造事業竝ニ此等ノ事業ト共ニ讓受クル日本製鐵株式會社法第二條ノ附帶事業トス

第十條 日本製鐵株式會社法第十四條ノ重要財產ノ範圍左ノ如シ
一 製銑設備、製鋼設備、鋼材製造設備、骸炭製造設備、副生物製造設備、耐火煉瓦製造設備及選礦其ノ他鑛物處理ニ關スル設備
二 動力設備、給水設備、排水設備、工作設備、輸送設備(總噸數1,000噸以上ノ船舶、岸壁棧橋、荷役設備、鐵道、軌道、架空索道及捲揚裝置)及研究設備
三 三ヘクタール以上ノ土地及延面積四十アール以上ノ建物
四 工業所有權、鑛業權、土石採取ヲ行フ權利、公有水面ニ埋立ヲ爲ス權利及水ノ使用ニ關スル權利

第十一條 日本製鐵株式會社ハ前條ノ財產其ノ他ニ準バベキ重要財產ヲ讓受ケントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 日本製鐵株式會社其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止、全部ノ休止又ハ六月以上ニ亘ル一部ノ休止ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十三條 日本製鐵株式會社法施行令第二條第一項第一號ノ製鐵原料ハ鐵鑛及溝俺鑛トス

第十四條 日本製鐵株式會社法施行令第二條第一項第二號ニ掲グル費用ハ人件費、原料及材料費、動力及燃料費、消耗品費、修繕費、減價償却費竝ニ雜費トス但シ其研究ニ伴フ製品收入其ノ他ノ收入ハ其費用ヨリ之ヲ控除スルモノトス

第十五條 日本製鐵株式會社法第十七條ノ規定ニ依リ政府ノ所有スル株式ニ對スル配當ニ充ツベキ利益金ヨリ控除シ得ベキ金額アル場合ニ於テ其ノ利益金額が控除シ得ベキ金額ニ達セザルトキハ其ノ不足額ハ次ノ營業期ニ於ケル控除シ得ベキ金額ニ之ヲ合算シ其ノ合算額ヲ以テ次ノ營業期ニ於ケル控除シ得ベキ金額トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條第一項ノ認可ノ申請ハ第一回ノ營業期ニ在リテハ會社ノ設立登記後一月内ニ、第二回ノ營業期ニ在リテハ營業期開始ノ一月前迄ニ之ヲ爲スベシ

釜石鎮山株式會社の最近營業狀況

第33回營業報告 發表に依れば昭和8年6月1日より同年11月30日に至る事業年度の概況次の如し。

事業概況 本期は高爐2基完全なる操業をなし之に順應せしむる爲增設工事中の50t平爐1基、壓延第2小型工場並第3中型工場等完成し夫々本期中に作業を開始するに至り工場作業極めて順調にして生産費の低下を見、市況は前期に比し稍々不安ありたるにも不拘良好なる業績を挙げ得たり。

株式 本期中株式の異動なく期末現在株主数13名なり。

庶務要件

官廳事項

試掘鑛區頒出願許可登録 3件

鑛區 期末現在當社所有鑛區面積は882萬7,867坪にして其内譯次の如し。

探掘 342萬500坪 試掘 540萬7,367坪

貸借對照表(昭和8年11月30日現在)

資産之部	負債之部
起業費 33,020,232'26	資本金 20,000,000'00
有價證券 27,500'00	法定積立金 490,000'00
出資金 20,500'00	準備積立金 800,615'83
貯藏物品 1,911,725'48	恩給資金 110,462'29
製產品 1,469,820'51	社債 1,475,000'00
未決算 742,383'07	預り金 512,964'66
三井鎮山株式會社預金 2,000,000'00	三井鎮山株式會社 2,737,704'99
正貨 2,027'62	支拂手形 12,892,290'00
前期繰越損金 2,026,939'85	銀行 559'06
合計 41,221,128'79	當期純益金 2,201,531'96
	合計 41,221,128'79

財產目錄(昭和8年11月30日現在)

財產	目錄
工場及附屬物件	33,020,232'26
原料及材料	1,911,725'48
有價證券	27,500'00
出資金	20,500'00
合計	39,194,188'94

損益計算書(昭和8年下期)

收入之部	支出之部
鎮山收入 11,780,823'84	鎮山支出 9,090,613'10
釜石鐵道收入 199,960'42	釜石鐵道支出 122,412'20
計 11,980,784'26	計 9,213,025'30
差引	再差引
總益金 2,767,758'96	當期純益金 2,201,531'96
起業費償却 566,227'00	

益金處分案(昭和8年下期)

當期純益金	2,201,531'96
前期繰越損金	2,026,939'85
差引益金	174,592'11

此處分次の如し。

後期繰越益金 174,592'11

【新刊紹介】

航空機の材料及化學 工學士 荒木鶴雄著 定價4圓 丸善發行

本書はその内容を13章に分ち先づ主なる航空機材料の分類を行ひ次に鐵鋼、輕合金に就て記述し、主要なる材料試験並に検査法を記し、金属材料の腐蝕と防蝕、金屬接合、木材、被覆材料及纖維類、塗料、接合剤、ゴム、燃料、潤滑油及びその他の化學製品に就て述べてある。記述の範圍は頗る廣く實際の仕事に從事してゐる著者の如き人にして初めてなし得る所である。其餘りに廣範圍に亘つて記述してあるため菊判約400頁では記述が充分でないうちみが隨所に

見られる。然し又之を一面から見れば内容は簡にして而も要を得、直接航空機製作に従事すると否とに拘らず一般の好参考書である。筆者は此種有益なる工學書が益々實際の經驗家によつて書かれんことを希ふものである。(山田)

東北帝大金屬工學部紀念講演會

東北帝國大學工學部金屬工學教室創立十週年紀念として仙臺、東京、名古屋、大阪に於て講演會あり、東京に於ける分次の如し。

第一回(3月31日、土曜日)夜間 通俗講演會

金屬材料に於ける最近の進歩

- | | |
|-------------|-------|
| 1. 特殊鋼の進歩 | 村上教授 |
| 2. 高級鑄鐵 | 濱住教授 |
| 3. 工具材料の進歩 | 武田助教授 |
| 4. 輕合金の發達 | 佐藤助教授 |
| 5. 表面硬化と防錆法 | 錦織講師 |

第二回(4月1日、日曜)

卒業生研究發表會

獨逸合同製鐵コンツエルンの新組織(昭和8年12月5日附在獨、長井商務書記官報告)

(1) Vereinigte Stahlwerke A. G. (2) Gelsenkirchener Bergwerks A. G. (3) Phönix Aktiengesellschaft für Bergbau und Hüttenbetrieb, (4) Vereinigte Stahlwerke Van der Zypen und Wissener Eisenhütten A. G. の4社より成る重役會議は1933年10月27日に至りエライニヒテ・シユタールウエルケ・コンツエルンの改革に付豫め合同協議せる後、更に各社別重役會議を開き同コンツエルンの組織改革に關し、各幹部により提示せられたる提案に一致賛同せり。

即ち1933年11月29日以上4社の總會をエッセン市に召集し、フェルカイニヒテ・シユタールウエルケ・アゲ(略稱シユタール・フェルカイン)フェニックス・アゲ・フェール・ベルグバウ・フェツテン・ベトリープ(略稱フェニックス及フェルカイニヒテ・シユタールウエルケ・ファン・デル・ツイツペシウンド・ヴァイツモネル・アイゼンフェツテン・アゲ(略稱ファシ・デル・ツイツペン)3社の全財産を商法第306條の規定に従ふ合併の方法によりゲルゼンベルク(略稱ゲルゼンベルク)へ移動する件に關し可決す可く決定を見たり、而して定められたる各社株の交換條件は次の如し。

フェルカイニヒテ・シユタールウエルケの一般株主は、同社株の額面價格3,000馬克に對し、ゲルゼンキルヒネル・ベルグウエルク株2,000馬克を受け、フェニックスの一般株主は同社株5,000馬克の額面價格に對し、4,000馬克のゲルゼンベルク株を受け、ファン・デル・ツイツペンの社外株主は同社株額面價格3,000馬克に對し、5,000馬克のゲルゼンベルク株を配布せらるべし。

ゲルゼンベルクは亦合同以後シユタールフェルайнの名稱を繼承し、其の所在地をデュッセルドルフ市に移し、舊株2億5,000馬克及優先株1,300萬馬克より成れる從來の資本金を、他の3社全財産引受の爲増資せらるゝことなれり。

新に組織せらるゝシユタールフェルайнの全資本金はゲルゼンベルクが1928年に於て同社のノーテス債(Notes Anleihe)に對し、擔保として保留せるシユタールフェルайн株1億2,000萬馬克(之をゲルゼンベルク株に換算すれば8,400萬馬克)の資本繰入及優先株の舊株への繰替を完了せる場合には5億6,000馬克となり、更に公稱積立金7,600萬馬克が加はる筈なり、尙シユタールフェルайн所屬各社の集團的分類續行に就ても肯定的な了解が得られ、幹部は是等會社を企業會社の形式を有し、法律上獨立せる諸社に分

つ可き權能を附與せられたり。

ゲルゼンベルクの重役會議は、亦モノポール炭坑及舊エツセネル・シユタイルンコーレ・アゲの所有なりし諸採掘設備、更に企業的に同社に屬せる關係事業等を總括するゲルゼンベルク所有炭坑を新に設立す可き資本金7,000萬馬克の一株式會社に纏め、エツセネル・シユタイルンコーレンベルクバウ・アゲ(Essener Steinkohlen Bebau A. G.)と稱す可く決定せり。1928年のゲルゼンベルク社債たるノーテス債の交換も之と關連して決定せられたり。更に本年11月29日の總會に提出せられたる、ゲルゼンベルクの1933年3月31日を期限とする決算報告及損益勘定も、重役會議により承認せられたり。

營業年度1932~33年ゲルゼンベルクの業績は、經費、租稅、支拂利子の總べてを差引清算し、533萬1,692馬克の剩餘金を生ぜしめたり、同剩餘金は重役會議の決議により企業設備關係控除金として429萬1,766馬克、其他の財產關係控除金として103附9,926馬克が保留せられ、前年度よりの利益繰越金628萬6,132馬克が、本年度の分へ書換らるゝことなれり。

10月27日シユタールフェルайн、フェニックス、ゲルゼンベルク及ファン・デル・ツイツペンの伯林の合同會議の席上、フォエーベル博士(Dr. Vögler)は現在提案されつゝある礦山工業團組織整理動機及其原則に付説明を與へ、午後に至り各重役會は箇別會議に於て自ら此大規模なる資本移動の各部分に關し決議する處ありたり、是等交渉の結果を公表すれば次の如し。

即ち幹部の報告に現はれたる處に依れば、久敷以前より豫知せられたる組織改革案の内容に比較し、最近進涉せる交渉の結果は、其骨子に於て殆ど本質的な差異を見ず、シユタール・フェルайн新組織の構成に至らしめたる思考の根底をなすものは次の二主要目標なり。

(1) 硬直なる組織を融通性あるものに弛緩せしむること。

(2) 複雜交錯せる金融方面を解縛簡單化せしむること。

尙第三の見地として同様重要なは、責任資本を設備し、且關係事業の収益能力に適應せしむる事なるも、此點は何れの程度迄に現實化せらるゝやは將來數年間の發達に依つ可きものなり。

以下組織上の新秩序、全コンツエルンの各集團への改編分類に關し略述するも、以上は最後的集團形式の正確なる圖には非ず、亦各集團の決定的名稱にも非ず、單に各集團區別上の種々根本的見地を透視せしむ可き略圖に過ぎざるなり。要するに將來のシユタール・フェルайнは純粹なるホールディングコムパニーとして先づ幾箇かの企業會社を支配し、狹義に於て實質上シユタール・フェルайн・コンツエルンに所屬する種々の企業は此等の企業會社に編入せらる可きものとす。

企業の區別は地方的に隣接せるものを以て一集團とする場合と、生産階級に類似せるものを以て統一體とする場合との2種に分るゝが故に必然的に一部交錯を來す可し、フェツテン・ウエルケ・ジーガーランド(Hüttenwerke Siegerland)の如きは純粹なる地方的統一の一例なり、一方炭坑企業の全部は一集團に統一せられ、ルール・ウニオン・ベルグバウ・アゲ(Ruhr Union Bergbau A. G.)の名稱を附せらるゝ筈なり、其他シユタール・フェルайн所屬の原料企業も、特殊なる一集團として統一せらる可く豫想せらる。

以上に反しエツセネル・シユタイルンコーレン・ベルグバウ・アゲの一團はゲルゼンベルクと共にシユタール・フェルайнに編入せらるゝと雖、特殊なる炭坑集團には加へられざる可く、其理由はシユタ

ル・フェルайнの從來よりの所屬炭坑のみにて、同コンツエルンの需要が量的にも質的にも充分に満され得る在り。

新に組織せらるゝ第二團と見做し得べきものは、直接シユタール・フェルайнの中権的生産部門に屬せざるも、之と或程度迄機的に聯繫せる諸事業より成るものなり。第三集團は販賣會社殊に石炭及鐵の販賣會社を統一せるものにして、其他の關係事業は第四集團として、住宅會社アルビネ・モンターン、ルール・シユタール、エッセネル・シユタインコーレ、デマツク及エーデルシユタール等を包括す可し。

Vereinigte Stahlwerke Aktien Gesellschaft. は(1)主體企業と有機的に結合せる關係事業、(2)販賣諸會社、(3)其他の傍系事業、(4)企業會社(Ruhrunion Bergbau A. G. Essen, August Thyssen Hütte, Düsseldorf, Bochumer Verein für Gusstahl, Dortmund Hoerder Hüttenverein, Deutsche Eisenwerke, Mühlheim, Deutsche Röhrenwerke Düsseldorf, Hüttenwerke Siegerland, Westf. Union A. G. für Eisen u. Drahtindustrie. の精製事業)より成る。

新なる所屬諸會社の第一主要集團及其他の新系統が多かれ、少かれ、シユタール・フェルайнの支配的參加の下に獨立せる會社として取扱はれ、以上の分類の如く企業會社の名稱の下に存在するは一定の理由によるものにして、國外債權者の希望に副ふ可き必要を生じ、殊に米國の債權者は同國法律の一定條文に強く束縛せられつゝある關係上、其利害を考慮して特に彼等の好都合なる形式が選ばれたる爲なり。

理論的な整理方法を以てせば、社債々務全額は新會社各社負債の部へ記入し、其他新所屬會社の擔保全部は是等企業設備が新會社へ編入せられたる場合を前提として、新會社各社資產の部に於て現出せしめ得べきも、斯る場合の各社決算殊に事業の性質上僅少なる株式資本を有するに過ぎざる新會社資產、負債對照表の輪廓は甚だ不體裁なるものとなる可し、故に事實上同様なる目的に到達す可く、他の方法が選ばれたり。即ち形式上獨立せる新會社は各々自社所屬の從業員、自社所有の材料及豫備品、自社の債權及債務を以てシユタール・フェルайнの計算に應じ、シユタール・フェルайн所有の企業設備經營に當ることゝなるべし。

シユタール・フェルайнの組織改革は事業行政的に觀るも、心理的影響に於ても、最良の豫測に堪へ得べく、各社幹部の責任強化は毫も中央指導部の統制力を弛緩せしむる必要なく、一部世評に見るシユタール・フェルайн大合同解體の如きは尙更考慮の餘地なきものゝ如く、而も新組織は企業全面に亘り其伸縮性を増加せしめ、從業員の地方工場に對する連帶感を助成し、特に責任感に富み能力の高き有爲なる新進人物の養成に適するものと見られつゝあり。

新規計畫の組織實行は從來のシユタール・フェルайн組織以後停滞せる點より出發すべきものにして、當時は此の大機構を當座の實用に備ふ可く結釘せしむるの必要に迫られ、其組織も一時の要求に取ては充分なりしも、困窮時代の再來により組織の徹底化續行を餘儀なくせられるものなり。

シユタール・フェルайнを繞囲する今回の財產整理に於ての資金裁量は、主として財政關係の縛れを解き、之を簡單明瞭ならしめんとの意圖に依れり、新シユタール・フェルайнの數字的概觀は既に一般に知られたる處にして、コンツエルン株の抹殺(ゲルゼンベ

ルグはシユタール・フェルайн株及フェニツクス株を抹殺し、フェニツクスはシユタール・フェルайн株を抹殺す)流動株の交換、一部表記積立金の切捨可能等によりゲルゼンベルグ側に生ずる帳簿上の利益及新資本の大きさも大體豫知せられたりと雖、新シユタール・フェルайнの表記積立金を如何に定むべきや、亦フェニツク株を如何に評價す可きや確定せざりし爲、新資本の決定も最近迄動搖せるなり、取引所のシユタール・フェルайн株對ゲルゼンベルグ株の比例は久敷期間に亘り3對2を持続せるも、フェニツクス株は實質以下に評價せられつゝありたり、本年度7月26日の取引相場はシユタール・フェルайн38.75、フェニツクス33.75、ゲルゼンベルグ61.25、10月13日に至るも以上3種の株は33.12、33.62、49.37にして、フェニツクス株はシユタール・フェルайн株を明に引離たるは其後の事にして、10月26日の相場はシユタール・フェルайн31.37、フェニツクス35.00、ゲルゼンベルグ45.12となれるも、尙且フェニツクス株の取引相場は未だゲルゼンベルグ株に對する交換比たる5對3に達せず(相場は額面價格に對する100分率にて現せるものなり)。

フェニツクス株を市價以上に評價せるは大體3種の好材料に基づくものにして、既に其株1億9,100萬馬克(93%に上るファン・デルツイツペンへの投資を含む)は、夫自體2億1,200萬馬克のシユタール・フェルайн株を意味し、又同社には債務者よりの利子受取超過額收入(其内にはシユタール・フェルайнへ譲渡せる對和蘭借款よりの利益をもあり)もあり、更に事實フェニツクスの獨占と見做し得べきファン・デル・ツイツペンが單なるホールディングコムパニーには非ず、例へば計算報告に200萬馬克に計上されつゝある褐炭組合フェルデンベングの遙に多き實際價值を有する事實の如きは、第3の好材料と見ることを得べし。

新シユタール・フェルайнが配當權票決權を有する資本として、定めたる5億6,000萬馬克以外に既述したるゲンゼンベルグ對米借款擔保としてのシユタール・フェルайн株1億2,000萬馬克(之をゲルゼンベルグ株に換算すれば8,400萬馬克)もあり、以上は新シユタール・フェルайнの收益勘定より完全に除外せられ、豫備株として存在し、責任期間經過後は自然回収せらる可し。

總括的に觀るときは、從來公稱資本金總計12億馬克に達し、約1億8,000萬馬克の表記積立金を有せる大コンツエルンは、組織改革により其資本を約45%に切下、積立金も亦約1億馬克以上の短縮を見ることゝなり、而も資本短縮にも拘らず優秀なる新企業設備を併有するに至るが故に、責任資本に對する收益能力狀態の改善程度は3對2、或は2對1に達する資金切捨の範圍に相當す可しと見られつゝあり、幹部の意見に依るも資本短縮の程度は充分なるものゝ如く、幹部が英米爲替下落の負債輕減的好影響を來たす可き事實を強調しつゝあるは當然なり。

更に幹部の見解を裏書する事實として、シユタール・フェルайнの販賣高は最近増加し、新シユタール・フェルайнの資本金は1箇年に一回轉し得るものと見られつゝあり、企業設備の平均利用率は新規設備を除外して35%乃至40%と發表せられ、現在更に増率を續けつゝあり通常各年控除金も容易に捻出せらるゝのみならず、更に多少の剩餘金を生じつゝあり、何れにもせよ新形式のシユタール・フェルайнは旺盛になりつゝある景氣に向て一步を先んじたるものと見られつゝあり。

(海外經濟事情第5號)

内外最近刊誌参考記事目次

The Foundry, Dec., 1933.

- Mold Press Base in Four Part Flask. Pot Dwyer. pp. 10-12.
 - Control Sand in Malleable Foundry. Charles Morrison. pp. 14-15.
 - Producing Small Steel Castings. Ralph Burke. pp. 18-19.
- The Foundry, Jan., 1934.**
- Secure Uniformity in Composition. Pot Dwyer. pp. 10-12.
 - Check Reduces Casting Losses. Paul R. Ramp. p. 13.
 - Chromium Alloys Steel Casting. J. H. Chichester. pp. 16-18.
 - Galvanizing Malleable Castings. Grafton M. Therasher. p. 19.
 - Prevent Losses with Proper Gates and Risers. Pat Dwyer. pp. 30-33.

Metal Industry (New York), Jan., 1934.

- The Metal Industries—A Symposium on their Record in 1933 and Prospects for 1934. pp. 2-9.
- Practical Brass Foundry Costs. Thomas H. Williams. pp. 10-11.
- Filtration of Plating Solutions. Louis Weisberg and Willard F. Greenwald. pp. 15-18.

Heat Treating and Forging, Dec., 1933.

- The Design of Nitrided Tools. Bernard Thomas. pp. 93-95.
- Engine Exhaust Valve Failures. C. C. Hodgson. pp. 96-99.
- The Time Required for Heating Steel. J. L. Keller. pp. 100-101.
- Electric Furnace with Controlled Atmosphere. R. F. Benzinger. pp. 105-107.
- Serving a Noble Metal Thermocouple. R. S. Bradley. pp. 108-109.

Zeitschrift für Metallkunde, Dez., 1933.

- Warmfestigkeit und Warmhärte verschiedener Aluminiumlegierungen. Zeerleider, Bosshard und Irmann. s. 293-299.
- Die Aushärtung von Kupfer-Aluminiumlegierungen mit Kupfergehalt über 5% und der Einfluss Zusätzen an Mangan, Nickel, Titan und Vanadium einzeln oder kombiniert. H. Bohner. s. 299-305.
- Über die Gestaltsänderung von wechseltordierten Cadmiumkristallen. W. Fahrenhorst und H. Ekstein. s. 306-308.
- Über die Wasserstoffdurchlässigkeit von Armco-Eisen und Eisen mit verschiedenen Kohlenstoffgehalten bei Temperaturen von 700 bis 1000°. G. Lewkonja und W. Baukloh. s. 309-313.
- Kraftersparnis zwischen direktem und indirektem Strangpressen. Ch. Bernhoeft. s. 315-316.

The Metal Industry (London), Dec. 1, 1933.

- Tool Steel for Press Operations. A. R. Page pp. 531-534.
 - Metal Spraying. W. E. Ballard. pp. 535-537.
 - Expansion of the British Zinc Industry. pp. 540-541.
- The Metal Industry (London), Dec. 8, 1933.**
- Oil Fuel for Industrial Furnaces. F. Johnstone Taylor. pp. 555-557.
 - Impurities in Commercial Zinc. Werner Frölich. pp. 559-560.
 - Deoxidizer and Fluxes. G. L. Bailey. pp. 561-564.
 - Control Testing of Metallic Castings. R. B. Mears. pp. 565-568.

The Metal Industry (London), Dec. 15, 1933.

- The Mechanical Properties of Metals at Low Temperatures. Part II—Non-ferrous Metals. E. W. Colbeck and W. E. MacGillivray. pp. 579-582.
- Deoxidizers and Fluxes. G. L. Bailey. pp. 583-588.
- Impurities in Commercial Zinc. Werner Frölich. pp. 589-590.

The Metal Industry (London), Dec. 22, 1933.

- The Copper Refinery at Prescot. D. W. Aldridge. pp. 605-608.
 - Grain Size in Relation to Gold Working. pp. 609-612.
 - Plating Shop Casting. E. A. Oillard. pp. 615-616.
- The Metal Industry (London), Dec. 29, 1933.**
- The Treatment of Waste from Silver Manufacture. Ernest A. Smith. pp. 627-630.

The Copper Refinery at Prescot. D. W. Aldridge. pp. 631-633.

Grain Size in Relation to Gold Working. p. 634.

A Comparison of Certain White-Metal Bearing Alloys particularly at Elevated Temperatures. C. E. Swartz and A. J. Phillips. pp. 637-641.

The Metal Industry (London), Jan. 5, 1934.

- The Corrosion and Protection of Magnesium and Its light Alloys. Guy D. Bengough and L. Whitby. pp. 3-5.
- The Treatment of Waste from Silver Manufacture. Ernest A. Smith. pp. 6-8.
- The Copper Refinery at Prescot. D. W. Aldridge. pp. 9-12.
- Methods and Concepts in the Development of Electro-deposition. Leslie B. Hunt. pp. 13-14.
- The Application of Electrodeposition to Printing. H. E. Bonghay. pp. 15-16.

(若林)

石炭時報 第9卷 第1号 昭和9年1月5日

鑛業法第三十六條の掘進に關する諸問題 平田慶吉(2)
地震計に依る炭層の調査に就て 青山秀三郎(12)

電氣化學 第2卷 第1号 昭和9年1月

亞鉛鍍金液の均一電着性に就て(第1報)硫酸亞鉛水溶液に於ける電流密度と電流效率との關係 中島正己(19)

日本化學會誌 第54帙 第12號 昭和8年12月

合金の焼戻硬化に關する研究(第5報)アルミニウムを主成分とする銅、アルミニウム合金の焼戻中に起る硬度の變化(其の三) 川合熙(1191)
アルカリ土類金属分離の一方法に就いて 船越晋藏(1215)

土木試驗所報告 第25號 昭和8年11月

鋼矢板試験 青木楠男(1)
製鐵研究 第134號 昭和8年11月 鐵鋼の研究及び検査に對するスンブ法の應用 谷口光平、上田哲三(89)

作業分析を通して觀たるコールタルの性質に就て 正井省三(99)
剪斷機刃先の製造に就て 黒瀬彌(112)

金屬鐵と共存する酸化鐵の分離定量法に就て 田澤敏次郎(123)

金屬の研究 第10卷 第12號 昭和8年12月

弓鋸機に依る金屬切斷面に表はれたる痕跡に就て 保坂透、森谷市治(519)

アルミニウム-マグネシウム合金の平衡狀態圖 河上益夫(532)

金屬セメンテーション(第1報)亞鉛に依るセメンテーション(1) 加瀬勉(555)

土木學會誌 第19卷 第12號 昭和8年12月

走行蒸氣機關車に因る橋桁強制振動の理論第2編 小澤久太郎(1025)
抗壓材の強制振動 庄野巻治(1041)
水道用各種鐵管規格に就て (1049)

鑄物 第6卷 第1号 昭和9年1月

鑄鋼錫鑄造に就て 二階堂行健(1)
キュボラ(鎢銑爐)に熱風利用法 岡島奈良藏(11)

電氣學會雑誌 第54卷 第1冊 第546號

絶縁電纜の熱特性に就いて 西田又一、三砂延治(6)
導體材料の品質が電氣機械に及ぼす影響に就いて 大隅菊次郎(8)

研究報告 三菱航空機株式會社 昭和8年12月

No. 392 硬度検査法の比較(其の一) 石澤命知、尾形康夫(1)
No. 393 クロームモリブデン鋼板に就て(其の二) 須永信二(16)

No. 394 Duraluminと熱處理 渡瀬常吉(30)

研究報告 住友伸銅管株式會社 昭和8年10月

コバルト銅合金の性質、附コバルト真鍮及コバルトアルミニウム青銅 松田政(667)

銅板の高溫度に於ける強さ並に顯微鏡組織に對する

- 採鑄冶金月報 第12年 第1報 昭和9年1月15日
 Belgium及luxemburgの製鐵工業(三) 澤村 宏 (3)
 粉塵の帶電現象による瓦斯爆發 杉原 英三 (11)
- 電氣評論 1月號
 磁氣材料として燒鐵 實藤 修作 (65)
- 鞍山鐵鋼會雜誌 第48號 昭和8年10月、滿洲冶金學會會報第1號
 昭和製鋼所經過及現在の計畫 梅根常三郎 (1)
 檜原礦山の概況 兒玉 晋匡 (4)
 本邦產シャモット煉瓦の物理的性質 三田 正楊 (17)
 銑鐵の分析用試料採取法と其の結果に就て 秋本 千秋 (40)
 赤鐵鐵の還元磁化實驗 長谷川熊彦 (1004)
 軌條の瑕に就て 兒玉 晋匡 (61)
 耐強酸金屬材料に就て 日下 和治 (72)
 超硬質合金 萩原 三平 (76)
 滿洲に於ける輕金屬工業に就て 内野 正夫 (80)
- 燃料協會誌 第13年 1月號
 昭和八年度に於ける重要な燃料關係事項 燃料協會編輯 (4)
- 横濱式爐に於ける混成瓦斯の增熱試驗 高久一男、賀田立二 (36)
 日本に於ける石油の需給關係 (53)
 マセック式煉炭の製造に就て 保坂 文藏 (77)
- 電氣製鋼 第10卷 第1號 昭和9年1月15日
 シルクローム鋼の脆性原因に就て 錦織 清治 (1)
 液體硬化槽に於ける化學 金友 潤聲 (23)

- 二三金屬の影響 五十嵐 勇 (692)
 工具用特殊鑄鐵の豫備的研究(第1報) 細川武良司 (695)
 數種の酸、アルカリ及食鹽水中に於けるデュラルミン 稲村 賢三 (726)
 鉄の腐蝕 稲村 賢三 (726)
 アルミニウム及其合金の酸化アルミニウム (Al_2O_3) の含有量の測定 堀 醍爾 (735)
- 日本鑄業會誌 第50卷 第585號 昭和9年1月
 電氣收銅に及ぼす硫酸鐵の影響(1) 平社敬之助 (26)
- 日本化學會誌 第55號 第1號 昭和9年1月28日
 東洋古代金屬器の化學的研究(第四報) 支那古代純銅器の部(その三)「古代支那に於ける青銅器の部(その三)」「古代支那に於ける青銅器の出現期と純銅器青銅器兩時代の轉換期に就て(通報)」道野 鶴松 (66)
- 衛生工業協會誌 第8卷 第1號 昭和9年1月
 鑄鐵罐能力調查委員會報告
- 衛生工業協會鑄鐵罐能力調查委員會 (23)
- 金屬の研究 第1卷 第1號 昭和9年1月
 $Pb-Sb$, $Sb-Sn$ 及 $Pb-Sn$ 系合金のブリネル硬度 青木 信利 (1)
- 元素及び化合物の寫真乾板に對する作用 青山新一氏外2名 (21)
- 金屬セメンテーション(第1報) 亞鉛に依るセメントテーション(II) 加瀬 勉 (43)
- 理化學研究所彙報 第13輯 第2號 9年2月
 銅を主成分とする銅-亞鉛-ニッケル合金の平衡圖に就て 山口桂次外1名 (89)

昭和8年外國銑輸入高表(單位噸)
(銑鐵共同販賣會社)

月 次	印 度	輸 出	國 名	計		
		英 國	獨 逸	米 國	瑞 典	其 他
1	2,450	51	—	—	—	2,501
2	5,052	406	—	—	—	5,458
3	11,338	—	—	—	—	11,338
4	10,711	—	—	—	—	10,711
5	14,439	1,016	100	—	—	4,551
6	25,760	711	—	101	—	20,106
7	17,153	508	—	—	—	27,022
8	17,894	102	—	—	4,002	21,663
9	19,547	—	—	—	1,000	19,011
10	12,673	—	—	—	—	19,547
11	20,573	3	122	—	—	12,673
12	14,470	—	102	153	—	20,698
計	172,060	2,794	324	254	5,002	14,745
					5,036	185,473

昭和9年1月中八幡製鐵所銑鋼生產高表(單位噸) +増 -減

銑 鐵	鋼	塊	鋼	材	
當月生產高	前月比較	1月以降累計	當月生產高	前月比較	1月以降累計
97,633	—	97,633	137,303	—	137,303
					117,101
					117,101

昭和8年12月中重要生產月報拔萃(商工大臣官房統計課)

	12月 中	前 月	前年同月	1月 以 降 累 計		
				昭 和 8 年	昭 和 7 年	
金 銀 銅 硫 黃 石 油 石 油 石 油 過 燒 酸 硫 安	(gr) (gr) (kg) (tons) (tons) (100l) (tons) (%) (%)	1,185,238 17,714,565 5,747,111 9,632 2,975,954 180,809 398,580 105,697 57,195	1,194,953 15,353,150 5,601,653 9,258 2,829,153 176,127 429,544 105,864 57,795	999,578 13,893,946 5,913,943 7,593 2,413,363 196,238 370,718 99,379 49,816	13,492,797 185,345,119 68,455,056 104,055 30,049,421 2,183,621 4,781,027 1,127,977 713,746	12,334,396 163,035,355 71,012,566 77,085 26,081,727 24,496,757 3,731,387 1,037,730 684,887